

第112回 定時株主総会 招集ご通知

ご自宅などで株主総会を視聴いただけるよう
インターネットによるライブ中継を行います。
詳しくは同封のご案内をご確認ください。

日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時

場所

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社 講堂

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



証券コード：5481

目 次

■ 招集ご通知

第112回定時株主総会招集ご通知 1

■ 株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件 4

第2号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件 15

第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件 22

■ 事業報告

1.企業集団の現況に関する事項 24

2.会社の株式に関する事項 36

3.会社の新株予約権等に関する事項 36

4.会社役員に関する事項 37

5.会計監査人の状況 44

6.会社の体制および方針 45

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 50

連結損益計算書 51

連結株主資本等変動計算書 52

■ 計算書類

貸借対照表 53

損益計算書 54

株主資本等変動計算書 55

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 56

計算書類に係る会計監査人監査報告書 58

監査等委員会監査報告書 60

〈ご参考〉

カーボンニュートラル実現に向けた取り組み 62

株主の皆様へのお知らせ 64

株主メモ 65

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を2024年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

山陽特殊製鋼は、“社会からの信頼”、“お客様からの信頼”、“人と人との信頼”の確立を目指す「信頼の経営」を経営理念としております。この経営理念のもと、開発・品質・安定供給など全ての面にわたって市場から高い信頼を獲得する「高信頼性鋼」の提供を通じて、社会のさらなる発展に貢献することが、当社の使命であると認識しております。

当社グループは、これからも誠実・公正・透明な企業経営を推進するとともに、経済的および社会的使命を果たすことで、企業価値を高め、あらゆるステークホルダーから一層の信頼を得られる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。



代表取締役社長

宮本 勝弘

証券コード 5481
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月28日)

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

山陽特殊製鋼株式会社

代表取締役社長 宮 本 勝 弘

株主各位

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第112回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.sanyo-steel.co.jp/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご来場されない場合は、書面またはインターネット等によって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	姫路市飾磨区中島字一文字3007番地 当社講堂
3. 目的	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第112期（2023年4月1日～2024年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件第112期（2023年4月1日～2024年3月31日）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>

議決権行使方法についてのご案内

株主総会へのご出席

株主総会開催日時 ➔ 2024年6月26日（水曜日）午前10時
(受付は午前9時に開始いたします)

同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限 ➔ 2024年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否
の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使

行使期限 ➔ 2024年6月25日（火曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、
行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://www.web54.net>

▶ インターネット等による議決権行使の詳細につきましては 頁をご参照ください。



- ご送付している書類は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねてあります。本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。



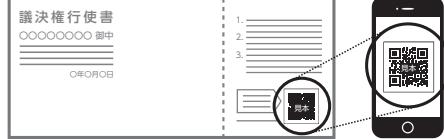
インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等による議決権行使は、以下の方法をご利用いただけます。ご利用に際しては、次の事項をご確認ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

①議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

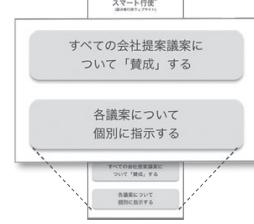


議決権行使コード・パスワードを入力する方法

②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

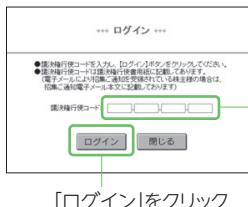
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



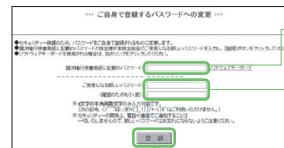
①議決権行使専用サイトへアクセス



②ログインする



③パスワードを入力



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください

議決権行使のお取扱いについて

1. 書面とインターネット等による方法と重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
2. インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
4. パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
2. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは本総会に限り有効です。

お問合せ先

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

【TEL】 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会について

1. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問合せください。

2. 証券会社に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部

【TEL】 0120(782)031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1 宮本 勝 弘	再任	代表取締役社長	100% (15回／15回)
2 大井 茂 博	再任	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
3 大前 浩 三	再任	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
4 柳本 勝	再任	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
5 八並 敬 之	新任	常務執行役員	—
6 堀 賀 郎	新任	執行役員	—
7 藤原 佳 代	再任 社外 独立	取締役	100% (15回／15回)
8 戸出 巍	新任 社外 独立	取締役監査等委員	100% (15回／15回)
9 園田 裕 人	再任	取締役	100% (15回／15回)

候補者
番号

1

み や も と か つ ひ ろ
宮 本 勝 弘

再任

1956年10月22日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

7,900株 100%(15回／15回) 3年(本総会終結時)

略歴および地位

- 2009年4月** 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）財務部長
2012年4月 同社執行役員財務部長
2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）執行役員財務部長
2015年4月 同社常務執行役員
2016年4月 同社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長、
グローバル事業推進本部CSVCプロジェクトリーダー、
グローバル事業推進本部武漢ブリキプロジェクトリーダー
2018年4月 同社副社長執行役員
2018年6月 同社代表取締役副社長
2019年4月 日本製鉄株式会社代表取締役副社長グローバル事業推進本部長
2019年12月 同社代表取締役副社長グローバル事業推進本部長、
グローバル事業推進本部インドー貿易プロジェクトリーダー
2021年4月 同社取締役
当社顧問
2021年6月 当社代表取締役社長（現任）
Ovako Group AB BOARD MEMBER,
CHAIR OF THE BOARD（現任）

重要な兼職の状況

Ovako Group AB BOARD MEMBER,
CHAIR OF THE BOARD

取締役候補とした理由

宮本勝弘氏は、日本製鉄株式会社で財務部長、グローバル事業推進本部長、代表取締役副社長等を歴任するなど、経営に携わった豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、財務、経営企画および海外業務に精通しております。2021年6月から当社代表取締役社長として、経営の指揮および監督を適切に行い、当社グループの経営をリードしてきました。また、当社のグローバル事業、カーボンニュートラルおよびDX等、当社としての重要課題を推進する責任者として、手腕を十分に発揮しております。これらのことから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

おおいしげひろ
大井茂博

再任

1961年8月28日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

33,500株 100%(15回／15回) 13年(本総会終結時)

略歴および地位

1986年 4月	当社入社
2010年 4月	当社生産管理部長
2011年 4月	当社生産企画管理部長
2011年 6月	当社取締役生産企画管理部長
2015年 1月	当社取締役製鋼部長
2017年 4月	当社取締役
2017年 6月	当社取締役常務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大井茂博氏は、2011年6月から取締役として当社の経営に従事して以降、生産企画管理部長および製鋼部長等を歴任し、現在は取締役常務執行役員として、安全防災部、環境・CN推進部、生産企画管理部、設備部、製鋼部、条鋼製造部および鋼管製造部等生産部門全般を総括または担当し、生産部門のトップとしての手腕を十分に発揮しております。また、当社グループ会社への製造技術および安全衛生等のノウハウの共有・蓄積に尽力をしております。これらのことから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

 おおまえこうぞう
大前浩三

再任

1961年3月29日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

15,700株 100%(15回／15回) 9年(本総会終結時)

略歴および地位

- 2009年4月** 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）欧州事務所長
2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）欧州事務所長
2013年4月 同社経営企画部部長
2015年4月 当社参与東京支社副支社長
2015年6月 当社取締役東京支社副支社長
2016年4月 当社取締役大阪支店長
2017年4月 当社取締役
 寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長
2017年6月 当社取締役常務執行役員
2018年4月 当社取締役常務執行役員東京支社長
2024年4月 当社取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大前浩三氏は、2015年6月から取締役として当社の経営に従事して以降、東京支社長、大阪支店長および寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長等を歴任し、取締役常務執行役員として、営業部門全般を総括または担当し、営業部門のトップとしての手腕を十分に発揮してまいりました。現在は、引き続き取締役常務執行役員として、システム企画室、人事・労政部、人材企画部、総務部、内部統制推進部等の管理部門を総括または担当し、過去の経験を活かしてその手腕を発揮しております。これらのことから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

4

やなぎ もと
柳 本

かつ
勝

再任

1961年7月26日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

22,100株 100%(15回／15回) 12年(本総会終結時)

略歴および地位

1984年 4月	当社入社
2010年10月	当社研究・開発センター長
2011年10月	当社技術企画管理部長
2012年 6月	当社取締役技術企画管理部長
2017年 6月	当社取締役執行役員技術企画管理部長
2018年 4月	当社取締役執行役員インド事業管理室長
2018年 6月	当社取締役常務執行役員(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

柳本勝氏は、2012年6月から取締役として当社の経営に従事して以降、技術企画管理部長等を歴任し、現在は取締役常務執行役員として、粉末事業部、研究・開発センター、技術企画管理部および品質保証部等技術部門全般を総括または担当し、技術部門のトップとしての手腕を十分に発揮しております。また、当社グループ会社への研究開発、技術管理、品質保証等のノウハウの共有・蓄積に尽力をしております。これらのことから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

5

やつ　なみ　たか　し
ハ 並 敬 之

新任

1963年8月12日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間
3,400株 —

略歴および地位

- 2010年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）広州事務所長
- 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）広州事務所長
- 2014年4月 同社海外事業企画部上席主幹兼総務部海外総務室上席主幹
- 2015年4月 同社海外事業企画部長
- 2015年7月 同社グローバル事業推進本部海外事業企画部長
- 2016年9月 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL U.S.A., INC.
(現NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC.) 社長
- 2019年4月 当社顧問
- 2019年6月 当社執行役員経営企画部長
- 2022年6月 当社常務執行役員経営企画部長
- 2022年7月 Sanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.
CHAIRMAN & DIRECTOR（現任）
- 2024年4月 当社常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

Sanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd. CHAIRMAN & DIRECTOR

取締役候補者とした理由

ハ並敬之氏は、日本製鉄株式会社において米国や中国でのグローバル事業や海外駐在を経験し、豊富な経験と幅広い識見を有しております。また、当社においても常務執行役員として経営企画部長を務め、財務部を担当し、豊富な経験や実績、経営全般に関する高い識見を有していることから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

6

ほり よし ろう
堀 賀 郎

新任

1964年8月1日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

200株

—

—

略歴および地位

- 2005年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）薄板事業部
電磁鋼板営業部電磁鋼板国内グループリーダー
- 2013年4月 NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL U.S.A., INC.
(現NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC.) シカゴ事務所長
- 2016年6月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）交通産機品事業部
製鋼所生産業務部長
- 2019年4月 Standard Steel, LLC CEO
- 2023年5月 当社顧問
- 2023年6月 当社執行役員大阪支店長
- 2024年4月 当社執行役員東京支社長（現任）
寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長（現任）

重要な兼職の状況

寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長

取締役候補者とした理由

堀賀郎氏は、日本製鉄株式会社において米国でのグローバル事業や海外駐在を経験し、豊富な経験と幅広い識見を有しております。また、当社においても執行役員として大阪支店長を務め、営業企画管理部、広島支店および九州営業所を担当し、豊富な経験や実績、経営全般に関する高い識見を有していることから、同氏が当社および当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

ふじわらかよ
藤原佳代

再任

社外

独立

1962年5月27日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

700株 100% (15回／15回) 2年(本総会終結時)

略歴および地位

1985年 4月	三井物産株式会社入社	ENEOSオーシャン株式会社 取締役常務執行役員
1987年 4月	ICI Australia Ltd入社	
1989年 4月	日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社	
2003年 4月	新日本石油株式会社（現ENEOS株式会社） 国際部原油製品グループマネージャー	
2006年 7月	同社海外調達部副部長	
2012年 7月	JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社） システムインテグレート事業部システムインテグレート部部長	
2014年 4月	JX Nippon Oil & Energy Asia Pte. Ltd. Managing Director	
2018年 4月	JXTGエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）執行役員 原油外航部長	
2021年 4月	ENEOSオーシャン株式会社取締役常務執行役員（現任）	
2022年 6月	当社社外取締役（現任）	

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

藤原佳代氏は、ENEOSオーシャン株式会社等で経営に携わった豊富な経験と幅広い識見に基づき、業務を執行する経営陣から独立した立場で当社の経営に対し監督・提言いただき、また海外営業や海外駐在の経験から当社業務のグローバル展開にも的確な助言をいただき、女性社員のキャリアアップについても支援をいただいております。同氏には、今後もその豊富な経験と幅広い識見を活かし、当社および当社グループの経営に対し監督・提言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

8

と
い
で
戸
出

いわお
巖

新任

社外

独立

1958年10月18日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

700株 100%(15回／15回) 2年(本総会終結時)

略歴および地位

- 1981年4月 三菱商事株式会社入社
2011年4月 同社執行役員鉄鋼原料本部長
2012年4月 同社執行役員鉄鋼製品本部長
2013年4月 同社執行役員金属グループCEOオフィス室長
2014年4月 株式会社メタルワン代表取締役社長執行役員兼CEO
2017年4月 三菱商事株式会社常務執行役員コーポレート担当役員
2017年6月 同社取締役常務執行役員コーポレート担当役員
2019年4月 同社取締役常務執行役員自動車・モビリティグループCEO
2019年6月 同社常務執行役員自動車・モビリティグループCEO
2022年4月 同社顧問
2022年6月 当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

戸出巖氏は、三菱商事株式会社等で経営に携わった豊富な経験と幅広い識見を有しております。当社の顧客が多い自動車業界に精通し、またグローバル事業や海外駐在の経験を有しております。2022年6月に当社の監査等委員である社外取締役に選任されて以降、適切な監査業務を遂行するとともに、経営に関する有益な助言をいただいております。同氏には、今後もその豊富な経験と幅広い識見を活かし、当社および当社グループの経営に対し監督・提言をしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

その だ ひろ と
東 田 裕 人

再任

1967年4月5日生

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役会への出席状況 ■ 取締役在任期間

0株 100%(15回／15回) 2年(本総会終結時)

略歴および地位

- 2010年4月** 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）
棒線事業部棒線営業部棒鋼第一グループリーダー
- 2012年10月** 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）
棒線事業部棒線営業部棒鋼第一室長
- 2017年4月** 同社棒線事業部棒線営業部上席主幹
- 2018年1月** 同社棒線事業部上席主幹
- 2019年4月** 日本製鉄株式会社棒線事業部棒線営業部長
日鉄SGワイヤ株式会社取締役
日鉄溶接工業株式会社取締役
宮崎精鋼株式会社監査役
株式会社NSBC代表取締役社長
東海特殊鋼株式会社取締役
- 2019年6月** 当社監査役
- 2020年6月** 当社監査役退任
- 2021年4月** 日本製鉄株式会社執行役員棒線事業部長
- 2021年6月** 当社監査役
日亜鋼業株式会社社外監査役（現任）
- 2022年6月** 当社取締役（現任）
- 2023年4月** 日本製鉄株式会社執行役員厚板・建材事業部長、
棒線事業部長
- 2024年4月** 日本製鉄株式会社常務執行役員厚板・建材事業部長、
棒線事業部長（現任）

重要な兼職の状況

- 日本製鉄株式会社
常務執行役員厚板・建材事業部長、
棒線事業部長
日亜鋼業株式会社
社外監査役

取締役候補者とした理由

園田裕人氏は、日本製鉄株式会社で培われた豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の経営に対し指摘・助言をしていただいております。同氏には、今後もその豊富な経験と幅広い識見を活かし、当社および当社グループの経営に対し指摘・助言をしていただくことを期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 現在当社の取締役である候補者の当社における担当は、本招集ご通知の事業報告（37～38頁）に記載のとおりであります。
2. 各候補者の取締役会への出席状況は、第112期（2023年4月1日～2024年3月31日）の出席状況を記載しており、戸出巖氏は監査等委員である社外取締役としての出席状況を記載しております。
3. 戸出巖氏の取締役在任期間は、監査等委員である社外取締役としての在任期間を記載しております。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 園田裕人氏は、当社の親会社である日本製鉄株式会社の業務を執行しております。なお、日本製鉄株式会社における地位および担当につきましては、「略歴および地位」に記載のとおりであります。
6. 藤原佳代、戸出巖の各氏は、社外取締役候補者であります。
7. 取締役との責任限定契約について
- 当社は藤原佳代、戸出巖、園田裕人の各氏との間で、任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、各氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結しております。藤原佳代、戸出巖、園田裕人の各氏の再任または選任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 取締役との補償契約について
- 当社は、宮本勝弘、大井茂博、大前浩三、柳本勝、藤原佳代、戸出巖、園田裕人の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の再任または選任が承認された場合、当社は各氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。また、ハ並敬之、堀賀郎の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
9. 役員等賠償責任保険について
- 当社は、現在、宮本勝弘、大井茂博、大前浩三、柳本勝、藤原佳代、戸出巖、園田裕人の各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任または選任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、現在当社の常務執行役員であるハ並敬之、執行役員である堀賀郎の各氏は、当該保険契約の被保険者であり、各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
10. 独立性に係る事項について
- 藤原佳代、戸出巖の各氏は、当社との間に取引関係ではなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、各氏の再任または選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	永野和彦 ながのかずひこ	再任	取締役常任監査等委員 100% (15回／15回)
2	要木洋 ようぎひろし	再任 社外 独立	取締役監査等委員 100% (15回／15回)
3	宮口亜希 みやぐちあき	新任 社外 独立	—



候補者
番号

1

な が の か ず ひ こ
永野和彦

再任

1957年10月2日生

■ 所有する 当社株式の数	20,000株	■ 取締役会への 出席状況	100%(15回／15回)	■ 監査等委員会への 出席状況	100%(10回／10回)	■ 取締役監査等委員 在任期間	2年(本総会終結時)
------------------	---------	------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	------------

略歴および地位

1982年 4月	当社入社
2010年 4月	当社調達部部長
2012年 4月	当社総務部長
2013年 6月	当社取締役総務部長
2015年 4月	当社取締役人事・労政部長
2016年 4月	当社取締役
2016年 6月	当社常務取締役
2017年 6月	当社取締役常務執行役員
2019年 4月	当社取締役
2019年 6月	当社常任監査役
2022年 6月	当社取締役常任監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

永野和彦氏は、当社においてシステム開発、経理、営業管理、調達、人事・労政および総務等の業務を経験し、2013年6月から当社取締役に就任され当社経営に従事していただきました。2019年6月の常任監査役就任後は、それらの経験で培われた幅広い識見に基づき、適切な監査業務を遂行していただきました。その後、2022年6月の監査等委員である取締役就任後は、適切な監査業務を遂行していただくとともに、取締役会等において、当社の経営に対し適切な助言や意見をいただいております。今後も当社および当社グループの監査体制をより充実していただけるものと期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

よう ぎ
要 木

ひろし
洋

再任

社外

独立

1963年6月13日生

■ 所有する
当社株式の数

8,700株

■ 取締役会への
出席状況

100%(15回/15回)

■ 監査等委員会への
出席状況

100%(10回/10回)

■ 取締役監査等委員
在任期間

2年(本総会終結時)

略歴および地位

2011年5月	三井住友銀行（中国）有限公司取締役副社長	なし
2016年4月	株式会社三井住友銀行東アジア本部副本部長（上海） 三井住友銀行（中国）有限公司取締役副社長	
2017年4月	同行理事東アジア統括部部長（上海） 三井住友銀行（中国）有限公司取締役副社長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ東アジア企画部部長（上海）	
2018年4月	同行理事東アジア本部副本部長（東京） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ東アジア本部副本部長（東京）	
2019年5月	同行理事本店上席調査役	
2019年6月	当社監査役	
2022年6月	当社取締役監査等委員（現任）	

重要な兼職の状況

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

要木洋氏は、株式会社三井住友銀行で培われた豊富な国際経験と幅広い識見に基づき、2019年6月に監査役に選任されて以降、社外監査役として適切な監査業務を遂行していただきました。その後、2022年6月の監査等委員である社外取締役就任後は、適切な監査業務を遂行していただくとともに、取締役会等において、当社の経営に対し適切な助言や意見をいただきしております。今後も当社および当社グループの監査体制をより充実していただけるものと期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号

3

み や ぐ ち あ き
宮 □ 亜 希

新任

社外

独立

1967年1月19日生

■ 所有する
当社株式の数
0株

■ 取締役会への
出席状況
—

■ 監査等委員会への
出席状況
—

■ 取締役監査等委員
在任期間
—

略歴および地位

1989年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所

1993年3月 公認会計士登録

2014年10月 同監査法人大阪事務所監査部門シニアマネージャー

2024年4月 公認会計士宮口亜希事務所所長（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士宮口亜希事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

宮口亜希氏は、企業会計に精通している公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い識見を有しております。同氏には、その豊富な経験と幅広い識見を活かし、コンプライアンス、ダイバーシティ&インクルージョンの視点から当社の経営に対する有益な助言をいただくとともに当社はもとより当社グループの監査体制をより充実していただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 現在当社の取締役監査等委員である候補者の当社における担当は、本招集ご通知の事業報告(37~38頁)に記載のとおりであります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 要木洋氏は略歴のとおり、過去10年間において当社の特定関係事業者である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。
 4. 永野和彦、要木洋の各氏の取締役会への出席状況は、監査等委員である取締役としての出席状況を記載しております。
 5. 要木洋、宮口亜希の各氏は、社外取締役候補者であります。
 6. 監査等委員である取締役との責任限定契約について

当社は永野和彦、要木洋の各氏との間で、任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、各氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結しております。永野和彦、要木洋の各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。また、宮口亜希氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 監査等委員である取締役との補償契約について

当社は、永野和彦、要木洋の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。永野和彦、要木洋の各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き当該補償契約を継続する予定であります。また、宮口亜希氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

8. 役員等賠償責任保険について

当社は、現在、永野和彦、要木洋の各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、宮口亜希氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

9. 独立性に係る事項について

要木洋氏は、当社との間に取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。宮口亜希氏は、当社との間に取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を同取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。

ご参考

第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の取締役会の構成および専門性・経験は、以下のとおりです。なお、以下の一覧表は、各役員が有するすべての知見を表すものではありません。

		氏名	専門性と経験								
（監査等委員である取締役を除く。）	業務執行		企業 経営 ・ 経営 戦略	製造 ・ 技術 ・ 研究開発 ・ DX	営業 ・ 調達	財務 ・ 会計	人事 労務 ・ 多様性	国際的 経験	リスク 管理 ・ コンプライアンス	環境 ・ サステナビリティ	他業種 知見
	宮本 勝弘※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	大井 茂博	●	●	●					●		
	大前 浩三	●	●	●		●	●	●			
	柳本 勝	●	●	●			●				
	八並 敬之	●		●	●		●		●		
	非業務執行	堀 賀郎	●		●			●			
		社外 独立 藤原 佳代※	●		●		●	●			●
		社外 独立 戸出 巖※	●		●			●	●	●	●
		園田 裕人	●		●		●				
		永野 和彦	●		●	●	●		●	●	
監査等委員 である取締役	社外 独立 要木 洋※	●			●	●	●	●			●
	社外 独立 宮口 亜希※				●	●		●			●

※宮本勝弘、藤原佳代、戸出巖、要木洋、宮口亜希の各氏は、当社の任意の諮問機関である「役員人事・報酬会議」の構成員となります。

社外取締役メッセージ



取締役
戸出 嶽

取締役監査等委員に就任して約2年、この間当社を取り巻くビジネス環境は激変を続けてきました。即ち、2022年度は鉄鋼産業全般に比較的追い風基調が継続したのに対し、2023年度は中国・欧州経済の低迷や、建産機業界における在庫調整の拡大等、国内外で逆風を受けました。今後とも、こうしたビジネス環境は絶えざる変化を続けるでしょうが、如何なる状況に直面しようと、当社は「信頼の経営」という経営理念の下、社会からの信頼、お客様からの信頼、人と人との信頼を大切に、技術力、人材、グローバルな事業展開、並びに健全な企業文化といった当社の強みを活かしながら、企業価値の継続的な向上を実現させるとともに、ESG諸課題の解決を通じて様々なステークホルダーの負託に応え、より良い未来の実現に貢献していくことが必要です。

実際、当社では2025年中期経営計画の下、5本柱の経営施策、即ちグローバルな特殊鋼市場での企業価値・プレゼンスの更なる向上、国内・海外事業収益力の強化、ESGの取り組み強化、2050年カーボンニュートラルの実現、並びにDX推進を、中長期的な視点より強力に進めています。例えば、直近ではカーボンニュー

トルの実現に向け、SBTコミットメントの表明とScope3排出量の2030年度削減目標の策定を公表しています。すべての目標を実現することは決して容易ではありませんが、当社は一つ一つの課題を正面から直視し、真摯に取り組んでいます。

他方、こうした経営施策を実行する上で、絶えず忘れてはならないのは、リスクマネジメント力の強化とコンプライアンスの徹底です。当社では、リスクマネジメント委員会の定期的な開催も含め、安全や内部統制、企业文化といった当社の重要課題については、極めて風通しの良い取締役会において、建設的、かつオープンな議論を重ね、課題の解決や改善策の推進を図るとともに、コンプライアンスの徹底にも当たっています。

当社をより良い会社にするためには、グローバル人材の育成、女性活躍の推進、PBRの改善、ガバナンスの向上等、まだまだ課題があります。こうした課題の解決を通じ、今後とも、当社が社会に更に貢献する会社に成長し続けることが出来るよう、社外取締役としての責任を果たしていく所存です。

以上

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



こ ば や し あ き ひ ろ
小 林 章 博

1970年12月19日生

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴

- 1999年4月 大阪弁護士会登録、中央総合法律事務所弁護士
2009年11月 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表（現任）
2010年4月 京都大学法科大学院非常勤講師
2013年3月 株式会社船井総研研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）社外監査役
2014年4月 同志社大学法科大学院兼任教員
2016年3月 株式会社船井総研ホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年4月 京都大学法科大学院特別教授
2019年3月 当社社外監査役
2019年6月 当社社外監査役退任
2022年10月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任）

重要な兼職の状況

- 弁護士法人中央総合法律事務所
京都事務所代表
株式会社船井総研ホールディングス
社外取締役（監査等委員）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小林章博氏は、弁護士としての法曹界における豊富な経験および専門的な知識、ならびに他の企業での社外取締役および社外監査役としての実績を有しており、2019年3月に当社の社外監査役に就任された際にも適切な監査業務を遂行していただいたことから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 小林章博氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
小林章博氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、当社は同氏との間で、任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、同氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役との補償契約について
小林章博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。小林章博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 独立性に係る事項について
小林章博氏は、弁護士法人中央総合法律事務所の京都事務所代表であり、同弁護士法人と当社とは法律顧問契約を締結しております。取引額の合計金額は、同弁護士法人の年間総収入金額の1%未満であります。したがって、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日～2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、物価上昇が続く中、新型コロナウイルス感染症の5類移行や雇用・所得環境の改善を受けて、緩やかな回復が続きましたが、後半にかけて生産活動等に弱さがみられました。各種政策の効果もあり、今後も緩やかな回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引締めの継続等による海外景気の下振れの影響が懸念されます。

特殊鋼業界におきましては、半導体不足の緩和により自動車生産は緩やかに回復しているもののメーカー間の跛行性や生産・出荷停止影響などがあることに加えて、中国経済の回復の遅れや設備投資マインドの低下等から、建設・産業機械向けにおいて需要が減少するとともに在庫調整が拡大したことなどにより、特殊鋼熱間圧延鋼材の生産量は前連結会計年度を下回りました。

このような中、当社グループの売上高は、エネルギーサーチャージ等の適用に伴う販売価格の上昇はありましたが、需要家の在庫調整の拡大を受けた売上数量の減少などにより、前連結会計年度比400億33百万円減の3,538億10百万円となりました。利益面では、エネルギーサーチャージ等の適用に伴う販売価格の上昇はありましたが、売上数量の減少や販売構成の悪化、原燃料価格の上昇や諸資材等へのインフレ影響に加えて、スウェーデンの連結子会社OVAKOの売上数量の減少や前連結会計年度に発生した一過性増益影響の縮小などにより、経常利益は、前連結会計年度比167億36百万円減の121億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比116億87百万円減の90億56百万円となりました。

セグメント別の売上高および営業損益の状況は、次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高につきましては、セグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

鋼材事業

当連結会計年度の売上高は、エネルギーサーチャージ等の適用に伴う販売価格の上昇はありましたが、需要家の在庫調整の拡大を受けた売上数量の減少などにより、前連結会計年度比384億8百万円減の3,386億46百万円となりました。営業利益は、エネルギーサーチャージ等の適用に伴う販売価格の上昇はありましたが、売上数量の減少や販売構成の悪化、原燃料価格の上昇や諸資材等へのインフレ影響に加えて、OVAKOの売上数量の減少や一過性影響の縮小などにより、前連結会計年度比161億51百万円減の108億31百万円となりました。

売上高 3,386億46百万円 営業利益 108億31百万円



■特殊鋼鋼材



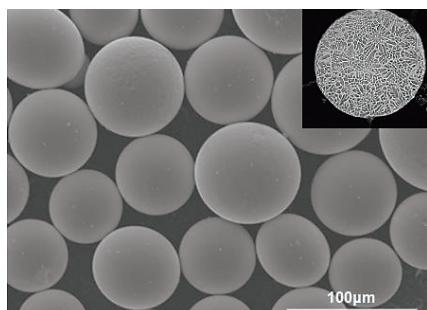
■高速鉄道用ベアリング



粉末事業

当連結会計年度の売上高は、電子材分野向けの需要減の影響はありましたが、自動車生産の回復などにより、前連結会計年度比25百万円増の53億37百万円となりました。営業利益は、売上数量は増加しましたが、販売構成の悪化などにより、前連結会計年度比72百万円減の9億31百万円となりました。

売上高 53億37百万円 営業利益 9億31百万円



■ガスマイクロ粉末の電子顕微鏡写真
およびミクロ組織



■スパッタリングターゲット材



素形材事業

(単位:百万円)

当連結会計年度の売上高は、売上数量の減少や販売構成の悪化などにより、前連結会計年度比14億71百万円減の183億88百万円となりました。営業損益は、売上数量の減少や販売構成の悪化、原燃料価格の上昇や諸資材等へのインフレ影響などにより、4億91百万円の赤字（前連結会計年度は3億66百万円の黒字）となりました。

売上高 183億88百万円

営業利益 △4億91百万円



■ローリング品



■型鍛造品

売上高



営業利益



その他

(単位:百万円)

子会社を通じて情報処理サービスを行っており、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比73百万円増の15億6百万円、営業利益は前連結会計年度比7百万円増の37百万円となりました。

売上高 15億6百万円

営業利益 37百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

売上高



営業利益



セグメント	売上高	営業損益
鋼材事業	3,386億46百万円	108億31百万円
粉末事業	53億37百万円	9億31百万円
素形材事業	183億88百万円	△4億91百万円
その他	15億6百万円	37百万円
調整額	△100億68百万円	57百万円
連結	3,538億10百万円	113億66百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、原価低減、省エネや省力、生産設備の健全化のための老朽更新など、グループ会社分を合わせ総額177億3百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、自己資金、コマーシャル・ペーパーおよび借入金等で賄いました。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度（2025年3月期）につきましては、特殊鋼需要は年度後半からの回復が期待されるものの、通期の売上数量は当連結会計年度並みの水準にとどまる予想されます。また、原燃料価格は当連結会計年度比では低下するものの依然として高位で推移し、物流費等へのインフレの影響も見込まれます。

このような中、当社グループといたしましては、外注・物流面を含む労務費の上昇も踏まえた販売価格の改定を進めるとともに、コストダウンにも取り組むことによりマージンを維持・拡大し、2025年中期経営計画に掲げた利益水準の達成を目指してまいります。また、引き続き経営理念『信頼の経営』の実践を通じて、大きく変化する経営環境下においても、人・技術・利益の持続的成長を図るとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

なお、当社グループは、グローバルな特殊鋼マーケットでの企業価値の更なる向上を目指し、2021年度～2025年度を実行期間とする、2025年中期経営計画を策定し実行してまいりましたが、当初の2025年中期経営計画策定後、資源価格のインフレ（鉄鋼需給とのデカップリング）、人的資源の制約拡大、EV化・カーボンニュートラルの加速化など、大きな環境変化が起こっていることなどを踏まえ、2023年7月に2025年中期経営計画の見直しを行いました。その内容は以下のとおりであります。

<2025年中期経営計画の基本方針>

- (ア) グローバルな特殊鋼市場での企業価値・プレゼンスの更なる向上
 - ・人的資本の確保や設備投資等により企業基盤を強化する。
 - ・需要動向の不透明さや原燃料等のコストプッシュが持続することが想定される中、マージン・販売構成改善を継続的に実施する。
 - ・グローバルに、事業基盤を強化するとともに、企業価値・プレゼンスの更なる向上に資する機会を探索する。
 - ・資本コストや株価を意識した経営を実施し、PBR 1倍を目指す。
- (イ) 国内・海外事業の収益力強化
 - ・単独鋼材事業は、市場及び顧客が異なる軸受・機械構造用鋼分野（軸受営業部、自動車・産機営業部、海外営業部）と、高合金鋼分野（特品営業部）各々の営業基盤強化により、適正マージンを確保する。
 - ・OVAKOは、カーボンニュートラルにおける優位性の更なる活用や固定費の持続的なコントロール等により、安定的な収益構造の維持・強化を目指す。
 - ・SSMIIは、コスト競争力や営業力の強化を通じ、インド市場でのプレゼンスを更に高める。
 - ・素形材事業は、グローバルなサプライチェーン一貫での競争力を活かし、収益基盤を一層強化する。
 - ・粉末事業は、今後需要増が見込まれる高収益アイテム（3Dプリンタ、半導体、DX・カーボンニュートラル対応）の販売拡大、新規アイテムの発掘などを通じ、更なる利益成長を目指す。
- (ウ) ESGの取り組み強化
 - ・ガバナンス体制やESGの取り組みを強化し、適切な開示を積極的に行う。
 - ・ダイバーシティや健康経営に加え、グローバルも含めた人材の確保・育成および社員のエンゲージメント向上に資する取り組みに注力する。
 - ・従来の数値指標に加え、5つのESG指標（CDP気候変動スコア、健康経営度評価、安全指標、女性管理職比率、社外取締役による取締役会実効性評価）を役員報酬へ反映する。

(工) 2050年カーボンニュートラルの実現

- ・グループ全体で、「エコプロセス（省エネ・高効率）」「グリーンエネルギー活用」「エコプロダクト（長寿命軸受鋼：自動車・風力発電・鉄道、3D粉末）」「エコソリューション（OVAKO・SSMI：省エネ技術・生産性向上の展開）」を推進する。
- ・エネルギーインフラに恵まれ、顧客からの認知度も高いOVAKOは、グリーン水素の製造・活用開始を含め、カーボンニュートラル分野でのリーダーシップを加速させる。
- ・グローバルな成長が見込まれる「EV（駆動系新機構等）」「風力発電（大型向け高品質材等）」「鉄道（グローバル高速鉄道軸受等）」「水素社会（水素関連設備等）」等の分野での更なる高信頼性ニーズに応える新商品（ECOMAX®シリーズ、TOUGHFIT®等）を拡大し、技術を深化させる。
- ・社長を委員長とした「カーボンニュートラル推進委員会」を中心に多岐にわたる重点課題に対して、グループ横断的な取り組みを強化する。

(オ) DXの推進

- ・社長をリーダーとするDX推進プロジェクトチームを設置し、「業務改革」と「工場改革」を取り組みの2本柱として業務・操業効率化とプロセス改革を図る。
- ・業務・操業の棚卸しを実施し、社員のお困り事を解決するためにDXを活用する。
- ・統合データベースを構築し、業務システム間で必要なデータの共有化を図る。
- ・最新のデジタル技術を活用し、情報の見える化・リアルタイム化、業務の自動化、省力等を図る。
- ・業務変革に繋がるDXを実施する事で、事業構造を高度化し、企業価値を向上させていく。

<財務目標・経営資源投入（連結）>

(ア) 2025年度財務目標

- ・売上高 : 4,200億円程度（当初計画：2,800億円程度）
- ・経常利益 : 220億円程度（当初計画：140億円程度）
- ・ROE : 7%程度（当初計画：5%程度）
- ・ROE（のれん償却除き）: 8%程度（当初計画：6%程度）

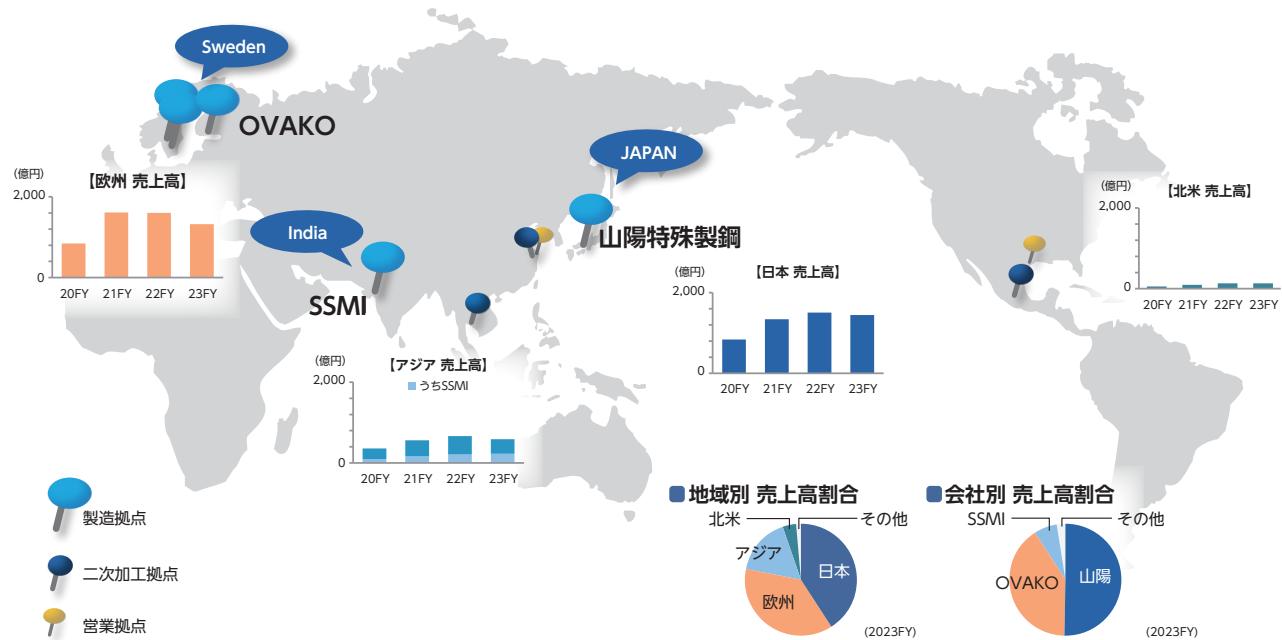
(イ) 経営資源投入

- ・設備投資（2023～2025年度）: 160億円程度/年（当初計画：120億円程度/年）
カーボンニュートラル（省エネ）・DX中心に積極的な設備投資を実施する。
- ・従業員数（2025年度末） : 6,500人程度（当初計画：6,400人程度）
グローバルも含めた人材を確保する。

【ご参考】2025年中期経営計画

グローバルな事業基盤の強化

事業基盤の強化とグローバル市場での企業価値およびプレゼンスの向上に資する機会を探索。



企業価値向上に向けたその他の取り組み①

■ ガバナンス：役員報酬にESG指標を取り入れ

- 従来の数値指標に加え、5つのESG指標（CDP気候変動スコア、健康経営度評価、安全指標、女性管理職比率、社外取締役による取締役会実効性評価）を役員報酬へ反映。

■ DX：社長が推進プロジェクトリーダーを務め推進

- 社長がリーダーを務めるDX推進プロジェクトチームのもと推進中。
- データ活用のための統合情報基盤の構築、最新のデジタル技術を活用した情報の見える化・リアルタイム化、業務（作業）の自動化・省力等の業務プロセスやビジネスモデルの変革を推進。

■ ガバナンス：政策保有株式の相互売却

- 当社株式の市場流通促進・資本コスト低減に向け、政策保有株式を相互売却。

	2023/3	→	2024/3
流通株式比率	37.5%	→	38.4%
対純資産比率	約5%	→	約2%

■ IR活動の強化

- 機関投資家向けESG説明会開催（2023年12月）をはじめ、投資家との対話機会を積極的に拡大。

企業価値向上に向けたその他の取り組み②

■ OVAKOカーボンフリー水素プラント稼働開始

- ・2023年9月、欧州最大級の設備がOVAKO Hofors工場で完成。
- ・今後、OVAKOの各製鉄所での水素プラント導入の検討など、気候変動問題への更なる取り組みを推進する。

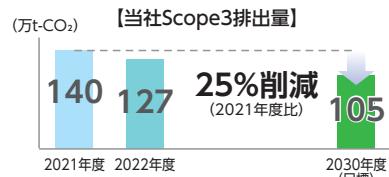
■ SBTコミット

- ・パリ協定が定める温室効果ガス排出削減目標「Science Based Targets (SBT)」へコミット。2年以内にSBTの認定取得を目指すことを表明。
- ・SBTでは、自社の温室効果ガス排出量にあたるScope1・Scope2だけでなく、Scope3を含むサプライチェーン（供給網）全体の排出量の把握と、その削減が求められる。
- ・当社では今後、温室効果ガス削減目標の対象範囲拡大（海外を含む連結子会社の包含）を検討予定。

■ Scope3排出量削減目標策定

- ・当社におけるScope3排出量削減目標を策定。「2030年度までに2021年度比で温室効果ガス25%削減」を目指す。
- ・サプライチェーンの皆様の協力を得ながら、Scope3排出量削減に向けた取り組みを着実に推進していく。

※2024年4月、Scope3（カテゴリー1）に関する主要取引先向け説明会を開催



外部からの評価

CDP気候変動スコア「A-」へランクアップ

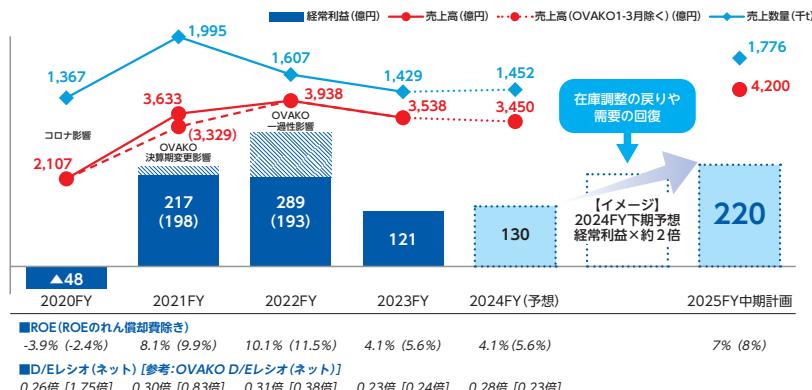
2022年度よりも1ランクアップ。「A-」以上のスコアを取得した国内特殊鋼専業メーカーは当社のみ



財務目標

足元収益は低水準も、収益体质は強化

2024年度以降は、数量回復、マージン維持・拡大により2025FY目標（連結経常利益220億円、ROE7%（のれん償却費除き8%））を目指す。



2023FY

数量減により、連結経常利益は前期比減益の121億円、ROEも4.1%（同5.6%）に低下。

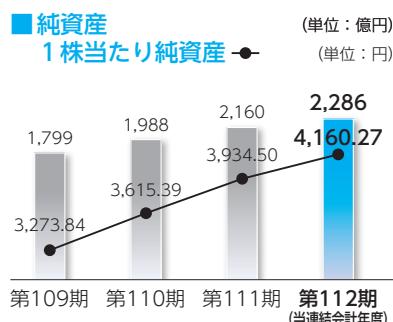
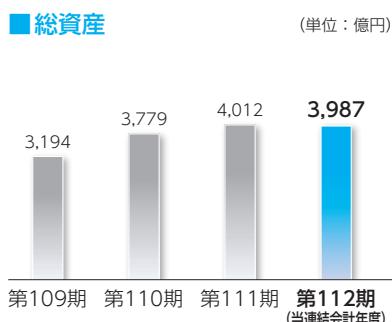
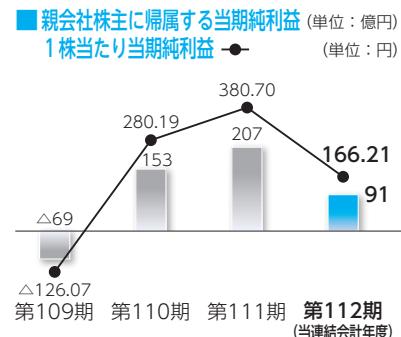
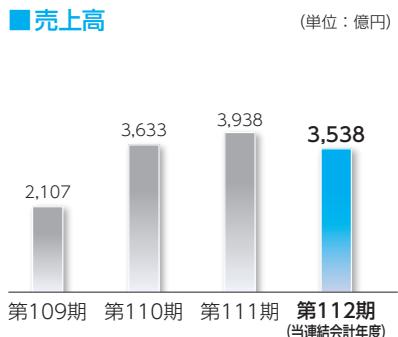
2024FY

通期での連結経常利益は前期比微増の130億円、ROEも前期並みにとどまるが、下期からは一定の数量回復を想定。販売価格改定およびコストダウン等によりマージンを維持・拡大し、下期の連結経常利益は110億円を見込む。

(5) 財産および損益の状況

区分	2020年度 第109期	2021年度 第110期	2022年度 第111期	2023年度 第112期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	210,721	363,278	393,843	353,810
経常利益 (百万円)	△4,762	21,664	28,856	12,119
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△6,870	15,267	20,743	9,056
1株当たり当期純利益 (円)	△126.07	280.19	380.70	166.21
総資産 (百万円)	319,360	377,911	401,218	398,706
純資産 (百万円)	179,887	198,845	216,024	228,597
1株当たり純資産 (円)	3,273.84	3,615.39	3,934.50	4,160.27

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
日本製鉄株式会社	百万円 419,799	% 53.17	製鉄事業、エンジニアリング事業、ケミカル&マテリアル事業、システムソリューション事業

- (注) 1. 上記当社への議決権比率には間接保有(0.1%)が含まれております。
 2. 当社と日本製鉄の間で鉄鋼製品の売買ならびに資金の借り入れ、預け入れ等の取引があります。
 3. 親会社との取引に際しては、取引条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違せず、かつ当該取引の実施は当社の事業にも貢献することを十分に確認しており、当社の利益を害するものでないと当社取締役会は判断しております。
 4. 親会社と当社少数株主の間に利益相反が生じうる重要な取引・行為等については、取締役会はその都度、独立社外取締役全員で構成される「利益相反監督委員会」を設置して対象取引等の適否を審議・検討し、その結果を踏まえて取締役会で決定することとしております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
陽鋼物産株式会社	百万円 80	% 100.00	特殊鋼製品、粉末製品、素形材製品、製鋼原料、諸資材などの売買
山特工業株式会社	80	100.00	特殊鋼の加工、機械設備のメンテナンス
サントクテック株式会社	80	100.00	特殊鋼製品の加工（素形材関係）
サントク精研株式会社	50	55.00	特殊鋼製品の加工・販売
サントクコンピュータサービス株式会社	20	100.00	情報処理サービスの提供
Sanyo Special Steel Manufacturing de México, S.A. de C.V.	千メキシコペソ 1,052,480	91.49	特殊鋼製品の加工・販売（素形材関係）
寧波山陽特殊鋼製品有限公司	千中国元 321,510	94.48	特殊鋼製品の加工・販売（素形材関係）
Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.	千タイバーツ 418,000	100.00	特殊鋼製品の販売
SANYO SPECIAL STEEL U.S.A., INC.	千米ドル 6,800	100.00	米国における特殊鋼製品の販売等に関わる業務
SKJ Metal Industries Co., Ltd.	千タイバーツ 145,001	83.07	特殊鋼製品の加工・販売
Sanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.	千インドルピー ¹ 197,502	84.57	特殊鋼製品の製造・販売
山陽特殊鋼貿易（上海）有限公司	千中国元 1,586	100.00	中国における特殊鋼製品の販売等に関わる業務
Ovako Group AB	千ユーロ 16	100.00	特殊鋼製品の製造・販売

- (注) 1. 当連結会計年度の連結子会社数は、上記13社を含む34社であります。
 2. 当社がSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.（略称「SSMI」）の少数株主であるMahindra and Mahindra Limitedが保有していたSSMIの全株式(3,475,264株)を2023年4月27日付で追加取得したこと、および、当社が、SSMIが2023年7月14日付で実施した増資の全株式(4,516,129株)を引き受けたことにより、当社のSSMIに対する出資比率は84.57%となりました。
 3. 2023年3月9日、当社はSSMIの少数株主である三井物産株式会社から、株主間協定に基づくプットオプション行使するとの通知を受けました。三井物産株式会社と交渉・協議を重ねた結果、2024年2月2日、当社は同社が保有するSSMIの全株式(3,046,821株)を取得する株式譲渡契約を締結いたしました。2024年5月下旬に予定される追加取得により出資比率は100.00%となる予定です。

(7) 主要な事業内容

セグメント		主要製品または役務
鋼材事業	事業	軸受鋼、機械構造用鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、工具鋼などの各種特殊鋼製品
粉末事業	事業	金属粉末製品
素形材事業	事業	特殊鋼棒鋼・钢管を素材とする素形材製品
その他	他	情報処理サービス

(8) 企業集団の主要拠点等

①当社

名称	所在地
本社・本社工場	兵庫県姫路市
東京支社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市

②子会社

区分	会社名	所在地
国内	陽鋼物産株式会社	大阪府大阪市
	山特工業株式会社	兵庫県姫路市
	サントクテック株式会社	兵庫県姫路市
	サントク精研株式会社	千葉県市原市
	サントクコンピュータサービス株式会社	兵庫県姫路市
海外	Sanyo Special Steel Manufacturing de México, S.A. de C.V.	メキシコ合衆国 グアナファト州
	寧波山陽特殊鋼製品有限公司	中華人民共和国 浙江省
	Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.	タイ王国 サムットプラカーン県
	SANYO SPECIAL STEEL U.S.A., INC.	アメリカ合衆国 テキサス州
	SKJ Metal Industries Co., Ltd.	タイ王国 サムットプラカーン県
	Sanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.	インド共和国 マハラシュトラ州
	山陽特殊鋼貿易（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
	Ovako Group AB	スウェーデン王国 ストックホルム市

(9) 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋼材事業	5,316名	3名
粉末事業	66	1
素形材事業	840	104
その他	77	△ 2
全社(共通)	98	6
計	6,397	112

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 上記鋼材事業の従業員数には、OVAKOの2,753名、SSMIの847名が含まれております。
 3. 素形材事業の従業員数が増加した主な要因は、メキシコの Sanyo Special Steel Manufacturing de México, S.A. de C.V.において、販売伸長に見合う生産体制確保により従業員数が増加(+130名)したためであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	30,752百万円
日本製鉄株式会社	18,000
株式会社三井住友銀行	6,090
S M B C B a n k E U A G	4,397
株式会社三菱UFJ銀行	3,753
三井住友信託銀行株式会社	2,200

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

94,878,400株

(2) 発行済株式の総数

54,507,307株（自己株式23,478株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数

12,720名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	28,863千株	52.98%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,908	7.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,306	6.07
山陽特殊製鋼共栄会	2,771	5.09
山陽特殊製鋼従業員持株会	777	1.43
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	621	1.14
野村信託銀行株式会社（信託口）	516	0.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	498	0.91
株式会社三井住友銀行	479	0.88
株式会社三菱UFJ銀行	427	0.78

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月末時点)

地位	氏名	主な担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮本 勝 弘	経営全般に関する事項を統括。DX推進プロジェクトチームリーダーを委嘱。併せてOvako Group AB BOARD MEMBER, CHAIR OF THE BOARDを兼任
取締役常務執行役員	高橋 幸三	財務部を統括。経営企画部、システム企画室、人事・労政部、総務部、内部統制推進部および調達部を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱
取締役常務執行役員	大井 茂博	環境管理部およびスラグ製品事業室を統括。安全防災部、生産企画管理部、生産能率室、設備部、製鋼部、条鋼製造部および钢管製造部を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱。粉末事業部の製造に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の製造技術に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐
取締役常務執行役員	大前 浩三	営業企画管理部、海外営業部および素形材事業部を統括。軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、大阪支店、名古屋支店、広島支店および九州営業所を担当。東京支社長を委嘱。粉末事業部の営業に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の営業に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐。併せて寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長を兼任
取締役常務執行役員	柳本 勝	粉末事業部、研究・開発センター、技術企画管理部および品質保証部を担当。素形材事業部の技術に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の技術・研究開発に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐
取締役(非常勤・独立・社外)	臼杵 政治	公立大学法人名古屋市立大学大学院経済学研究科非常勤講師（名誉教授）
取締役(非常勤・独立・社外)	藤原 佳代	ENEOSオーシャン株式会社取締役常務執行役員
取締役(非常勤)	園田 裕人	日本製鉄株式会社執行役員厚板・建材事業部長、棒線事業部長 日亜鋼業株式会社社外監査役
取締役常任監査等委員(常勤)	永野 和彦	—
取締役監査等委員(常勤・独立・社外)	要木 洋	—
取締役監査等委員(非常勤・独立・社外)	戸出 巍	—

- (注) 1. 取締役臼杵政治氏は、2023年11月30日まで日本都市ファンド投資法人の監督役員に就任しておりました。
 2. 臼杵政治、藤原佳代、要木洋および戸出巌の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 常任監査等委員である永野和彦氏は、当社において経理部での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査等委員である要木洋氏は、株式会社三井住友銀行にて長年の勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、監査の実効性を確保するため、永野和彦および要木洋の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、臼杵政治、藤原佳代、要木洋および戸出巖の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
7. 2024年4月1日付で以下の取締役の主な担当および重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	主な担当および重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
高 橋 幸 三	取締役常務執行役員。財務部を総括。経営企画部、システム企画室、人事・労政部、総務部、内部統制推進部および調達部を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱	取締役。社長付
大 井 茂 博	取締役常務執行役員。環境管理部およびスラグ製品事業室を総括。安全防災部、生産企画管理部、生産能率室、設備部、製鋼部、条鋼製造部および钢管製造部を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱。粉末事業部の製造に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の製造技術に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐	取締役常務執行役員。安全防災部、生産企画管理部、生産能率室、設備部、製鋼部、条鋼製造部、钢管製造部および生産技術部を総括。環境・CN推進部およびスラグ製品事業室を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱。粉末事業部の製造に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の製造技術に関する業務および経営企画に関する特命業務につき経営企画部の担当役員を補佐
大 前 浩 三	取締役常務執行役員。営業企画管理部、海外営業部および素形材事業部を総括。軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、大阪支店、名古屋支店、広島支店および九州営業所を担当。東京支社長を委嘱。粉末事業部の営業に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の営業に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐。併せて寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長を兼任	取締役常務執行役員。人材企画部を総括。システム企画室、人事・労政部、総務部および内部統制推進部を担当。DX推進プロジェクトチームサブリーダーを委嘱。
柳 本 勝	取締役常務執行役員。粉末事業部、研究・開発センター、技術企画管理部および品質保証部を担当。素形材事業部の技術に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の技術・研究開発に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐	取締役常務執行役員。品質保証部を総括。粉末事業部、研究・開発センターおよび技術企画管理部を担当。素形材事業部の技術に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の技術・研究開発に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐
園 田 裕 人	取締役。日本製鉄株式会社執行役員厚板・建材事業部長、棒線事業部長。日亜鋼業株式会社社外監査役	取締役。日本製鉄株式会社常務執行役員厚板・建材事業部長、棒線事業部長。日亜鋼業株式会社社外監査役

8. 2024年4月1日時点の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	主な担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	平岡和彦	研究・開発センター長を委嘱
常務執行役員	八並敬之	経営企画部、財務部、調達部を担当。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐。併せてSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd. CHAIRMAN & DIRECTORを兼任
執行役員	森下紀彦	生産企画管理部長およびDX推進プロジェクトチーム事務局メンバーを委嘱
執行役員	堀賀郎	素形材事業部を総括。営業企画管理部、軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、海外営業部、大阪支店、名古屋支店、広島支店および九州営業所を担当。東京支社長を委嘱。粉末事業部の営業に関する業務につき担当役員を補佐。Ovako ABおよびSanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.の営業に関する業務につき経営企画部の担当役員を補佐。DX推進プロジェクトチームの業務につきリーダーを補佐。併せて寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長を兼任
執行役員	青田英敏	東京支社副支社長を委嘱。営業全般に関する事項につき堀賀郎執行役員を補佐。併せて陽鋼物産株式会社代表取締役社長を兼任
執行役員	小倉智彦	素形材事業部を担当。大阪支店長、広島支店長および九州営業所長を委嘱
執行役員	清水克久	安全防災部、生産企画管理部、生産能率室、設備部、製鋼部、条鋼製造部、钢管製造部および生産技術部を担当。本社工場長、総括安全衛生管理者および防災管理者を委嘱
執行役員	尾内浩明	品質保証部を担当。技術企画管理部長およびDX推進プロジェクトチーム業務プロセス改革WGリーダーを委嘱
執行役員	立花義隆	人材企画部を担当。人事・労政部長を委嘱
執行役員	須多敦子	内部統制推進部長を委嘱
執行役員	小松隆司	素形材事業部長を委嘱

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社では定款に基づき非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結し、当該取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、当該取締役が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されることとしております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、宮本勝弘、高橋幸三、大井茂博、大前浩三、柳本勝、臼杵政治、藤原佳代、園田裕人、永野和彦、要木洋および戸出巖の各氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が各取締役に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各取締役の費用や、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないことを定める等により、各取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、参与、国内子会社役員および当社派遣の海外子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額や免責額を設けたり、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補されない等の免責事由を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 方針の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額の決定に関する方針は以下の（a）および（b）のとおりです。

（a）取締役（監査等委員である取締役を除く。）

求められる能力と責任および常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し役位別に基準額を定めております。業務執行取締役については、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく、基準額を当社の連結業績等に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月次報酬の額を決定いたします。

（業績等連動報酬について）

業績等連動報酬に係る指標は、短期および中長期業績インセンティブ（中期経営計画における収益目標等を勘案）の観点から連結経常利益を、株主への貢献の観点から自己資本利益率（ROE）を、また、ESGの観点からCDP気候変動スコア、健康経営度評価、安全指標、女性管理職比率および社外取締役による取締役会実効性評価を用いております。

当社の業績等連動報酬は、これらの指標の実績に基づいて定められた変動率を役位別に定めた基準額に乗じたもので算定いたします。

また、非業務執行取締役についてはその職務に鑑み全額固定報酬とし、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月次報酬の額を決定いたします。

(b) 監査等委員である取締役

役位および常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査等委員である取締役に係る月次報酬の額を決定いたします。

b. 方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については代表取締役社長および独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経て取締役会決議により、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

c. 報酬等の額の決定方法

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体的な報酬額については、「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会決議により決定することとしております。

各監査等委員である取締役の具体的な報酬額については、監査等委員会の協議により決定することとしております。

d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長および独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経た上で取締役会に付議されております。同会議は、取締役会等の他の機関から独立しており、同会議の議論の内容や構成員の意見について、必要に応じて議長から取締役会に対し具申することとしており、取締役会も当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

2022年6月24日開催の第110回定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役分は月額5百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。

b. 監査等委員である取締役

2022年6月24日開催の第110回定時株主総会において、月額10百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		固定報酬	業績等運動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	258 (20)	20 (20)	237 (一)	—	7 (2)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	65 (35)	65 (35)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	323 (55)	85 (55)	237 (一)	—	10 (4)

(注) 1. 役員報酬を支給していない取締役は含まれておりません。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 2023年度の業績等運動報酬の算定に用いた指標の前年度実績は、「連結経常利益」が28,856百万円の黒字、「自己資本利益率(ROE)」が10.1%がありました。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取 締 役 (非 常 勤 ・ 独 立 ・ 社 外)	臼 杵 政 治	公立大学法人名古屋市立 大学	大学院経済学 研究科非常勤 講師（名誉教 授）	公立大学法人名古屋市立大学と当社 との間に重要な取引関係その他の関 係はありません。
取 締 役 (非 常 勤 ・ 独 立 ・ 社 外)	藤 原 佳 代	ENEOSオーシャン株式 会社	取締役 常務執行役員	ENEOSオーシャン株式会社と当社と の間に重要な取引関係その他の関係 はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外役員に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 (非常勤・独立・社外)	臼杵政治	当事業年度に開催された取締役会15回、リスクマネジメント委員会4回、役員人事・報酬会議5回の全てに出席し、銀行、シンクタンクおよび大学での勤務ならびに投資法人における執行役員の職務執行に対する監督業務、CFA協会認定証券アナリストとしての活動等により得た豊富な経験と幅広い識見に基づき、経営陣から独立した立場で必要な発言を適宜行い、経営陣の監督に努めております。また、同氏を含む社外取締役は、社長等と定期的な会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。
取締役 (非常勤・独立・社外)	藤原佳代	当事業年度に開催された取締役会15回、リスクマネジメント委員会4回、役員人事・報酬会議5回の全てに出席し、ENEOSオーシャン株式会社等で経営に携わった豊富な経験と幅広い識見に基づき、経営陣から独立した立場で必要な発言を適宜行い、経営陣の監督に努めております。また、同氏を含む社外取締役は、社長等と定期的な会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。その他、定期的に女性社員との座談会等を開催し、当社の女性活躍推進に尽力するほか、社内講演会では実体験に基づくコミュニケーション活性化の事例紹介を行いました。
取締役 監査等委員 (常勤・独立・社外)	要木洋	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会10回、リスクマネジメント委員会4回、役員人事・報酬会議5回の全てに出席し、株式会社三井住友銀行等で培われた豊富な経験と幅広い識見に基づき、監査等委員の立場から審議に関して必要な発言を適宜行い、経営陣の監督に努めております。また、同氏を含む社外取締役は、社長等と定期的な会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。
取締役 監査等委員 (非常勤・独立・社外)	戸出巖	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会10回、リスクマネジメント委員会4回、役員人事・報酬会議5回の全てに出席し、三菱商事株式会社等で経営に携わった豊富な経験と自動車業界に精通した幅広い識見、海外営業や海外駐在の経験に基づき、監査等委員の立場から審議に関して必要な発言を適宜行い、経営陣の監督に努めております。また、同氏を含む社外取締役は、社長等と定期的な会合を開き、経営課題の共有化や意見交換を行っております。

(注) 1. リスクマネジメント委員会につきましては、本事業報告(45~49頁)に記載のとおりであります。

2. 役員人事・報酬会議につきましては、本事業報告(41頁)に記載のとおりであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(注) 当社の重要な子会社のうち、在外子会社7社（Sanyo Special Steel Manufacturing de México, S.A. de C.V.、寧波山陽特殊鋼製品有限公司、Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.、SKJ Metal Industries Co., Ltd.、Sanyo Special Steel Manufacturing India Pvt. Ltd.、山陽特殊鋼貿易（上海）有限公司およびOvako Group AB）は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で補償契約を締結しておりません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名称	報酬等の種類	報酬等の額
有限責任 あづさ監査法人	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬の額に同意いたしました。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法上の監査業務に係る報酬と金融商品取引法上の監査業務に係る報酬とを明確に区分しておりません。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（経済産業省令第四十六号）第29条第2項第3号に規定される書類の作成に係る業務を委託し、対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役の全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定することとしております。

また、会計監査人が監査を継続することに支障が生じた場合等において、監査等委員会は、必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し、当社は取締役会において以下のとおり決議しております。

「内部統制システムの基本方針」

当社は、山陽特殊製鋼グループ経営理念「信頼の経営」に基づくコンプライアンスを前提とした誠実、公正、透明な企業経営の実現のため、「企業行動指針」に則り法令・定款および規程の順守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。これに必要となる適正な業務遂行のための管理体制として、自律的な活動を全社的に展開することを原則とした内部統制システムを構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

I. 監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

①監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置して専任の使用人（以下、本事務局員）を置く。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

②本事務局員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の本事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

本事務局員は、監査等委員会の指示の下で業務を行う。また、本事務局員の人事異動・評価等について、人事・労政部長は監査等委員会と事前に協議することとし、本事務局員の業務を執行する取締役（以下、業務執行取締役）およびその指揮命令系統からの独立性と本事務局員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

③当社および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、部署長およびその他の使用人は、法令または当社の規程に定めるところに従い適時・適切に、職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況（内部通報制度の運用状況を含む。以下、同じ。）、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接または内部統制推進部等の当社関係部署を通じて監査等委員会に報告するとともに、その他経営上の中間報告等の重要事項についても、取締役会、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査等委員会と情報を共有する。

また、当社のグループ会社の取締役、監査役、使用人等は、法令または当社の規程等に定めるところに従い適時・適切に、各グループ会社における職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接または内部統制推進部等の当社

関係部署を通じて監査等委員会に報告する。

④前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行わない旨を内部通報に関する規程等に定め、その旨を周知し適切に運用する。

⑤監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員からその費用の請求があった場合には、会社法の定めに基づき適切に処理する。

⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制推進部長は、監査等委員会と定期的にまたは必要な都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、緊密な連携を図る。また、当社は、同委員会が組織的かつ効率的に監査を実施することができるよう環境の整備に努める。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務執行取締役は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、社内規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適正に保存・管理する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署長は、自部署における事業上のリスクの把握・評価を行い、各々のリスク特性に応じたリスクコントロールを行うとともに、規程・標準等で業務ルールを定め、業務を遂行する。内部統制推進部および機能部署は、規程・標準等の遵守状況をモニタリングすることで、各部署のリスクマネジメント状況を把握・評価し、助言・指導を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に従い、経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な執行事項について、社内規程に定める委員会・會議体および経営会議の審議を経て、執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部署長等が遂行する。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部署長は、各部署の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令および規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令および規程遵守のための定期的な講習会の実施や標準の作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制推進部長に報告する。

内部統制推進部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部署における法令および規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令および規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき厳正な処分を行う。

⑥当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および各グループ会社は、山陽特殊製鋼グループ経営理念「信頼の経営」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。当社は、グループ会社の管理に関して関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。内部統制推進部長は、各機能部署と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部署および各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

各主管部署は、各グループ会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制推進部長および機能部署長に報告する。

当社業務の適正性を確保するために、当社は日本製鉄グループの一員として、当該グループ企業理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。

なお、当社の親会社との契約・取引条件等は法令に従い、合理的に決定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の運用状況の概要は下記のとおりです。

①運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制企画及び内部監査を担当する内部統制推進部並びに各分野のリスク管理を担当する機能部署を設置しております。また、当社各部署・グループ会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当するリスクマネジメント責任者を各部署・グループ会社に配置しております。

この体制のもと、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

②具体的な運用状況

1) 内部統制計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年当社グループ全体の内部統制計画を策定しております。この計画には、基本方針、安全・環境・防災・品質等の機能別計画、内部監査計画及び教育計画が含まれております。これを踏まえ、当社各部署・グループ会社は各自の計画を策定しております。

2) 自律的内部統制活動

内部統制計画に従い、当社各部署・グループ会社は、業務の特性と内在するリスクを踏まえて、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育並びに自主点検の実行及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害又は法律違反のある事実等が発生した場合、当該部署・グループ会社は直ちに内部統制推進部に報告するとともに、関係部署と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制推進部が集約し、当社グループ内で共有するとともに、当社各部署・グループ会社が類似リスクの点検を実施しております。

3) 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各部署・グループ会社へのモニタリング等を内部統制推進部及び各機能部署が実施しております。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の役員、社員及びその家族、取引先社員等が利用できる内部通報窓口を設置・運用しております。このほか、当社及び国内グループ会社において、内部統制に関する社員意識調査アンケートを実施しております。

4) 評価・改善

内部統制推進部及び各機能部署の業務を管掌する取締役は、内部統制システムの運用状況を、四半期毎に開催するリスクマネジメント委員会のほか取締役会に報告するとともに、これを四半期毎に開催するリスクマネジメント責任者会議において各部署・グループ会社とも共有しております。

また、内部統制推進部を管掌する取締役は、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これをリスクマネジメント委員会及び取締役会に報告しております。

当社は、これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制計画に反映しております。

5) 教育・啓発

当社は、階層別研修等に内部統制に関する講座を設定し、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しております。また、内部統制推進部と当社各部署・グループ会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

6) 社外取締役・監査等委員会・会計監査人との連携

当社は、社外取締役及び監査等委員についてもリスクマネジメント委員会の構成員としており、同委員会において、内部統制計画の審議や運用状況の報告および意見交換を行っております。また、代表取締役は、社外取締役と監査等委員と定期的に会合を持ち、適正かつ円滑な情報交換を実施しております。内部統制推進部は監査等委員と毎月連絡会を実施するなど、情報共有と連携に努めております。

当社と会計監査人との間では、リスクマネジメント委員会の運営状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的に報告及び意見交換を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化に努めるとともに配当可能利益を拡大することにより、株主の皆様への利益還元を行うことを基本方針としております。配当につきましては、期間業績に応じた利益配分を基本としつつ、配当性向、1株当たり配当額水準および「企業価値向上」のための成長投資等への所要資金などを総合的に勘案して、株主の皆様のご期待に応えたいと考えております。具体的な指標としては、連結配当性向35%程度（のれん償却費を除く連結配当性向30%程度）を目安として、第2四半期末および期末の剰余金の配当を実施することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部			
流動資産	228,435	負債の部	136,694
現金及び預金	26,591	支払手形及び買掛金	39,357
受取手形、売掛金及び契約資産	59,541	短期借入金	54,295
電子記録債権	13,381	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	29,862	未払法人税等	4,440
仕掛品	54,595	未払金	9,866
原材料及び貯蔵品	34,700	未払費用	10,014
未収還付法人税等	390	賞与引当金	2,089
関係会社預け金	4,810	環境対策引当金	4
その他	4,996	その他	6,625
貸倒引当金	△435	固定負債	33,415
固定資産	170,271	長期借入金	16,300
有形固定資産	123,487	繰延税金負債	4,679
建物及び構築物	21,192	役員退職慰労引当金	44
機械装置及び運搬具	76,132	債務保証損失引当金	1
土地	17,183	環境対策引当金	188
建設仮勘定	4,389	退職給付に係る負債	10,398
その他	4,590	その他	1,802
無形固定資産	36,984	負債合計	170,109
のれん	32,954	純資産の部	
その他	4,029	株主資本	208,315
投資その他の資産	9,799	資本金	53,800
投資有価証券	4,328	資本剰余金	48,827
長期貸付金	3	利益剰余金	105,724
繰延税金資産	2,809	自己株式	△37
退職給付に係る資産	1,827	その他の包括利益累計額	18,351
その他	1,042	その他有価証券評価差額金	1,915
貸倒引当金	△212	繰延ヘッジ損益	△416
資産合計	398,706	為替換算調整勘定	15,251
		退職給付に係る調整累計額	1,602
		非支配株主持分	1,930
		純資産合計	228,597
		負債純資産合計	398,706

連結損益計算書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		353,810
売上原価		304,100
売上総利益		49,709
販売費及び一般管理費		38,343
営業利益		11,366
営業外収益		3,520
受取利息及び配当金	953	
その他	2,566	
営業外費用		2,767
支払利息	2,384	
その他	383	
経常利益		12,119
特別利益		1,257
投資有価証券売却益	912	
関係会社株式売却益	307	
固定資産売却益	37	
特別損失		352
固定資産除売却損	290	
関係会社整理損	62	
税金等調整前当期純利益		13,024
法人税、住民税及び事業税		6,659
法人税等調整額		△2,762
当期純利益		9,127
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		9,056

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,800	51,503	101,027	△32	206,298
当期変動額					
剩余金の配当	—	—	△4,358	—	△4,358
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	9,056	—	9,056
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△2,675	—	—	△2,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△2,675	4,697	△5	2,016
当期末残高	53,800	48,827	105,724	△37	208,315

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,893	△1,100	5,625	1,656	8,075	1,650	216,024
当期変動額							
剩余金の配当	—	—	—	—	—	—	△4,358
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	9,056
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	△2,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21	683	9,625	△54	10,276	279	10,556
当期変動額合計	21	683	9,625	△54	10,276	279	12,572
当期末残高	1,915	△416	15,251	1,602	18,351	1,930	228,597

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部			
流動資産		負債の部	
現金及び預金	116,132	流動負債	65,639
受取手形	2,370	買掛金	13,534
電子記録債権	335	短期借入金	21,150
売掛金	4,605	1年以内償還予定の社債	10,000
製品	32,247	未払金	3,686
仕掛品	9,420	未払費用	3,747
原材料及び貯蔵品	30,528	未払法人税等	2,610
前払費用	17,984	未払消費税等	2,375
短期貸付金	43	前受金	9
未収入金	794	預り金	6,732
関係会社預け金	12,969	賞与引当金	1,792
その他	4,810		
固定資産	152,611	固定負債	16,592
有形固定資産	66,826	長期借入金	16,300
建物	10,368	長期未払金	35
構築物	2,454	退職給付引当金	171
機械及び装置	40,140	債務保証損失引当金	1
車両運搬具	254	環境対策引当金	49
工具、器具及び備品	2,186	その他	34
土地	10,485		
建設仮勘定	936	負債合計	82,232
無形固定資産	1,088	純資産の部	
ソフトウエア	727	株主資本	184,626
その他	361	資本金	53,800
投資その他の資産	84,696	資本剰余金	51,804
投資有価証券	4,216	資本準備金	51,211
関係会社株式	74,406	その他資本剰余金	593
関係会社出資金	1,836		
長期貸付金	1	利益剰余金	79,059
長期前払費用	19	利益準備金	(2,698)
繰延税金資産	3,260	その他利益剰余金	(76,360)
前払年金費用	506	固定資産圧縮積立金	1,088
その他	604	別途積立金	24,600
貸倒引当金	△155	繰越利益剰余金	50,672
資産合計	268,743		△37
		自己株式	
		評価・換算差額等	1,884
		その他有価証券評価差額金	1,884
		純資産合計	186,511
		負債純資産合計	268,743

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		178,194
売上原価		158,310
売上総利益		19,884
販売費及び一般管理費		15,609
営業利益		4,274
営業外収益		4,873
受取利息及び配当金	3,731	
その他	1,142	
営業外費用		181
支払利息	103	
その他	78	
経常利益		8,966
特別利益		915
投資有価証券売却益	912	
土地売却益	2	
特別損失		2,258
関係会社株式評価損	2,000	
固定資産除売却損	257	
税引前当期純利益		7,623
法人税、住民税及び事業税		3,570
法人税等調整額		△1,842
当期純利益		5,895

株主資本等変動計算書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	資本金	株主資本				利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金	
			その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	53,800	51,211	593	51,804	2,698	1,877	24,600
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	119	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△909	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△789	—
当期末残高	53,800	51,211	593	51,804	2,698	1,088	24,600

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		利益剰余金合計	△32					
当期首残高	48,345	77,522	—	183,095	1,879	1,879	184,974	
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立	△119	—	—	—	—	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩	909	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	△4,358	△4,358	—	△4,358	—	—	△4,358	
当期純利益	5,895	5,895	—	5,895	—	—	5,895	
自己株式の取得	—	—	△5	△5	—	—	△5	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	5	5	5	
当期変動額合計	2,326	1,537	△5	1,531	5	5	1,537	
当期末残高	50,672	79,059	△37	184,626	1,884	1,884	186,511	

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

山陽特殊製鋼株式会社
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 祐
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山陽特殊製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

山陽特殊製鋼株式会社
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 祐
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

山陽特殊製鋼株式会社 監査等委員会

常任監査等委員（常勤）	永野和彦
監査等委員（常勤・社外取締役）	要木洋
監査等委員（社外取締役）	戸出巖

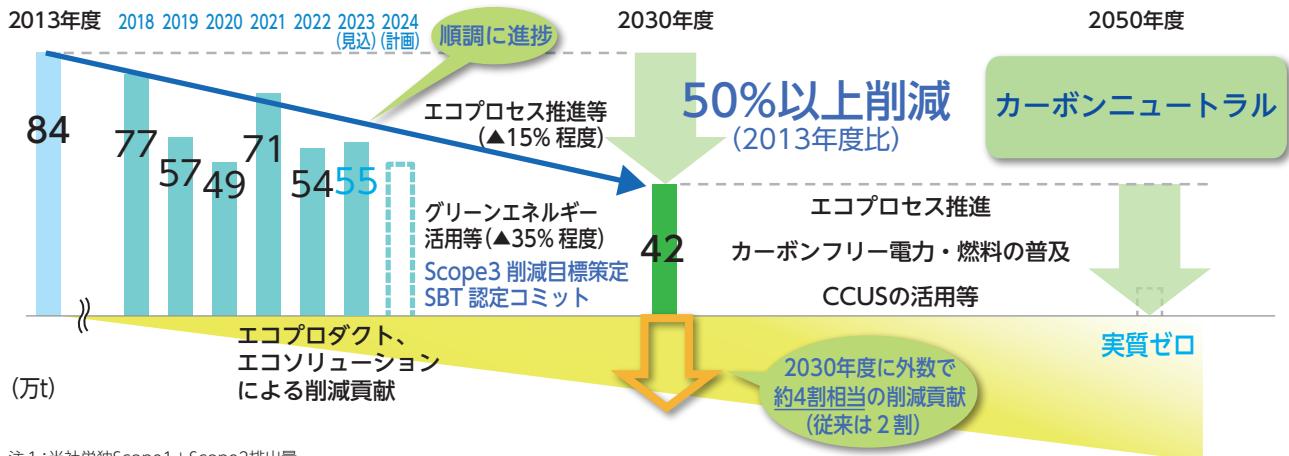
以上

カーボンニュートラル実現に向けた取り組み

2050年カーボンニュートラルへのロードマップ

気候変動問題が人類の存続に影響を与える重要な課題であるとの認識のもと、2021年4月に「2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」方針を取締役会で決議し、同年7月に、その実現に向けたロードマップを策定・公表しました。製造工程における省エネとグリーンエネルギーの活用、及びエコプロダクト・エコソリューションによる貢献で、自社の製造工程だけでなく、社会のあらゆる段階でのCO₂排出削減を目指してまいります。

【当社CO₂排出量^{注1}】



注1:当社単独Scope1+Scope2排出量

注2:各年度の排出量は、契約電力会社の電力排出係数(温室効果ガス排出量算定用)より算出

エコプロセス



製造現場を中心とした全社の省エネ対策やエネルギー効率を高める製造技術開発を推進

※2023年度からインターナルカーボンプライシングを導入

■リジェネバーナーを採用した省エネ加熱炉

グリーンエネルギー活用



カーボンフリー電力や脱化石燃料、自然エネルギーの活用

*2022年度から再エネ由来電力の一部活用を開始
2024年度より水力・太陽光発電活用予定

エコプロダクト



製品を使用する段階でCO₂排出削減に貢献する商品や、需要家のエコプロセスに貢献する商品の開発・供給を推進

■長寿命風力発電用軸受鋼の開発

エコソリューション



エネルギー原単位削減に寄与する省エネや生産性向上技術をOVAKO、SSMI等の海外グループ会社に展開

■海外グループ会社への技術展開

欧州子会社OVAKOの取り組み

世界初 水素を燃料に用いた鋼片加熱に成功

2020年 4月

**2022年1月から
カーボンニュートラルに移行**

自社の製造プロセスにおける
CO₂排出を実質ゼロに

- ✓ カーボンオフセットプログラムを活用し、
残るCO₂排出量を相殺
- ✓ 気候サーチャージを適用

**カーボンフリー
水素プラント稼働開始**

2022年 1月

2023年 9月

欧州最大級の設備
Hofors工場加熱工程
で排出するCO₂を
約50%(約2万t/年)
削減可能

顧客との協同取り組み事例

- SKFと協同し、CO₂排出量90%減の軸受生産を達成
- Volvoの温室効果ガス ネットゼロ自動車製造プロジェクトへ参画
- FNsteelとパートナーシップ契約を締結

OVAKOのCO₂排出量 (Scope1+2) ロードマップ
(Total CO₂e ton)

Year	CO ₂ Emissions (ton)	Target vs. 2015 (%)
2015	~450,000	-
2021	~220,000	58% ↓ (達成)
2022	~200,000	80% ↓ (目標)
2030	~10,000	90% ↓ (目標)
2040	~10,000	-

OVAKO SUSTAINABILITY REPORT 2022をもとに作成

OVAKOのCO₂排出量内訳

Category	Percentage
製鋼工程等 (コークス等)	32%
加熱工程等 (LPG、天然ガス等)	64%
電力	2%
その他	2%

2022年 CO₂排出量
19万t-CO₂

株主の皆様へのお知らせ

■ 株主優待について

当社は、株主の皆様の日頃からのご高配に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、さらに多くの方々に当社株式を中・長期的に保有していただくため、下記の株主優待を実施しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

①当社オリジナルカレンダーを進呈

[9月末時点]
100株以上
保有の株主様

9月30日時点で100株以上当社株式を保有されている株主様(希望者)に、オリジナルカレンダーを進呈しております。



2024年オリジナルカレンダー
(表紙イメージ)

[3月末時点]
1年以上かつ
500株以上
保有の株主様

①に加えて ②工場見学会をご案内

3月31日時点で1年以上かつ500株以上当社株式を保有されている株主様を対象とした工場見学会を開催しています。

[3月末時点]
1年以上かつ
1,000株以上
保有の株主様

①、②に加えて ③地域特産品を進呈

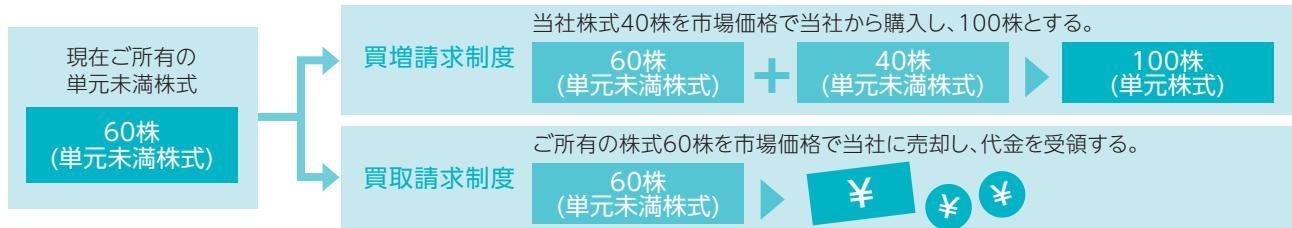
3月31日時点で1年以上かつ1,000株以上当社株式を保有されている株主様に、地域特産品を進呈しております。

■ 単元未満株式の買取・買増請求制度について

当社には、単元未満株式の買取・買増制度がございます。当社の単元株式数は100株となっており、99株までの単元未満株式を市場で売買することができませんが、買取・買増制度を利用することで、市場価格で当社に売却もしくは市場価格で不足分を買い増して単元株式にすることが可能です。

ご希望の株主様は、当社の株主名簿管理人(三井住友信託銀行)にお申込みください。

買取・買増請求制度の例(60株ご所有の場合)



株主メモ

株主メモ

事 業 年 度	4月1日から3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月中
同 基 準 日	3月31日
剰余金の配当の基準日	期末配当 3月31日／中間配当 9月30日
公 告 方 法	電子公告 【当社ウェブサイト】 https://www.sanyo-steel.co.jp/ 事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株 主 名 簿 管 理 人	三井住友信託銀行株式会社
事 務 取 扱 場 所	〒540-8639 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
郵 便 物 送 付 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
お 問 合 せ 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 【フリーダイヤル】0120-782-031 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所プライム市場 (証券コード5481)

当社ウェブサイトのご案内

当社はインターネット上にウェブサイトを開設し、会社の最新情報やＩＲに関する情報などを隨時ご提供しております。

また、公告掲載が必要な場合は当ウェブサイトにてお知らせいたします。

皆さまのアクセスをお待ちしております。

当社ウェブサイト >>>

<https://www.sanyo-steel.co.jp/>



株主総会会場ご案内図

会場

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社 講堂

交通

JR 姫路駅南口から
車で約20分

姫路バイパス姫路南ランプから
南へ約 4 km

[送迎バスのご案内]

